

福井小学校いじめ防止基本方針

阿南市福井小学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。特に、いじめは人権侵害であり、いじめられた児童の心身に深刻な影響を与える許されない行為であることの認識を徹底する。
- (2) いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。いじめの背景には、児童が抱える様々な困難や課題が存在する場合があることを踏まえ、早期発見・早期対応の重要性を認識する。
- (3) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。教職員は、児童の小さな変化やサインを見逃さないよう、日頃から注意深く観察する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。いじめられた児童の安全確保を最優先とし、その心情に配慮した支援を行うとともに、加害児童に対しては、その行為の責任を自覚させ、反省を促し、改善に向けた指導を継続的に行う。
- (5) より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。いじめの未然防止、早期発見、早期対応のためには、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を理解し、連携を強化することが不可欠である。
- (6) いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。必要に応じて、専門的な知識や支援を有する関係機関と連携し、より効果的な対応を図る。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の構成

管理職や生徒指導担当教員、養護教諭、学級担任等すべての教職員により構成する。また、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者や青少年健全育成センター（いじめ対策班）、学校評議員等の助言を得る。必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育コーディネーター等を構成員に加えるとともに、弁護士等の専門家の協力を得ることも検討する。

(2) 組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止基本方針を定期的に見直し、必要に応じて改訂する。
- ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。相談窓口の設置場所や連絡先を児童や保護者に分かりやすく周知する。
- ③ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。いじめに関する情報は、関係教職員間で迅速かつ適切に共有し、組織的な対応に活かす。個人情報の保護に十分配慮する。
- ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。いじめの状況に応じて、迅速かつ適切な初

動対応を行う。

3 教育相談体制

- (1) 教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。日頃から、児童一人ひとりの状況を把握し、信頼関係を築くことが重要である。
- (2) 児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。相談しやすい雰囲気づくりを心がけ、相談内容に応じて適切な支援を行う。
- (3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、児童はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。電話やメール等、多様な相談方法を用意することも検討する。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて青少年健全育成センター、医療機関等の専門機関との連携を図る。専門機関との連携体制を平時から構築しておく。
- (5) 児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。相談窓口に関する情報を、学校ウェブサイトや保護者会等を通じて積極的に提供する。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。あらゆる教育活動を通して、いじめの重大性や人権尊重の重要性を繰り返し指導する。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。多様な他者との関わりを通して、コミュニケーション能力や共感性を育成する。
- ③ 全ての児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。児童が主体的に活動できるような、魅力的な授業や活動を展開する。
- ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。学習につまずきのある児童への支援を充実させる。
- ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。ストレスマネジメントに関する教育を行う。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。成功体験を積み重ねる機会を意図的に設ける。
- ⑦ 学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。具体的な事例を活用するなど、児童が自分事として考えられるような指導を行う。
- ⑧ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを児童に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。情報リテラシー教育を推進し、

SNS等の適切な利用について指導する。

- ⑨ 児童会活動などにおいて、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。児童の自治的な活動を支援し、いじめ防止に向けた主体的な意識を高める。
- ⑩ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。早期に小さな問題行動に気づき、適切に対応することが重要である。
- ⑪ 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。教職員自身がいじめ防止の意識を高め、模範となる行動を心がける。
- ⑫ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。いじめられた児童、いじめた児童双方への継続的な支援が重要である。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。学校ウェブサイトや学校だより等を通じて積極的に情報発信する。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所・青少年健全育成センターとの円滑な連携や情報の共有を図る。連携機関との定期的な情報交換や合同研修等を実施する。
- ③ PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。地域住民への啓発活動を行うことも検討する。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、すべての児童や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童を全力で守りぬくことを明らかにし、児童や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。学校の姿勢を明確に示し、相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。教職員全体で共通理解を図り、組織的に対応する。
- (3) 全児童を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的(学期に1回)に実施することに加え、「個別面談」、「日記や連絡帳」の記述等から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、「いじめの防止等の対策のための組織」において組織的に判断する。アンケート調査の実施方法や質問内容について工夫し、より実態把握に繋がるように努める。
- (4) いじめの把握にあたっては、生徒指導担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。特に、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。多角的な視点から情報を収集し、総合的に判断する。
- (5) 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。些細な変化も見逃さないように、日頃から児童とのコミュニケーションを密にする。
- (6) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。背景にいじめの可能性がないか慎重に検討する。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図る。初期段階での迅速かつ適切な対応が重要である。
- (8) 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、いじめ問

題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。家庭との連携を強化し、早期発見に繋げる。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。関係者からの聴取を丁寧に行い、客観的な事実に基づいた判断を行う。
- ② 「いじめの防止等の対策のための組織」において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。いじめられた児童の安全確保を最優先に対応方針を決定する。
- ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。組織全体で連携し、一貫性のある対応を行う。
- ④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。それぞれの児童の状況に応じたきめ細やかな支援を行う。

(2) いじめられた児童、保護者への支援

- ① いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。安全な環境を確保し、安心して学校生活を送れるように支援する。
- ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。必要に応じて、座席の変更や登下校時の配慮等を行う。
- ③ 複数教員による家庭訪問を行う。保護者の不安に寄り添い、連携して支援を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。支援の内容や今後の見通しについて丁寧に説明する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。傾聴する姿勢を大切にし、共感的な理解を示す。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。必要に応じて、外部の専門機関とも連携する。

(3) いじめた児童への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。いじめは許されない行為であることを明確に指導し、責任を自覚させる。
- ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。いじめられた児童との接触を避ける措置を講じる。
- ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。いじめの原因となった背景にある課題にも目を向け、指導を行う。
- ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。家庭と連携し、いじめた児童の改善に向けた指導を行う。

(4) 他の児童への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。いじめの傍観者にならないことの重要性を指導する。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。いじめに加担することの責任を理解させる。
- ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。児童の自治的な活動を支援し、規範意識を高める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。重大な事案については、早期に教育委員会と連携し、適切な対応を行う。
- ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。専門的な支援が必要な場合は、積極的に外部の力を活用する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。児童の安全確保を最優先とし、躊躇なく関係機関に相談・通報する。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。緊急性の高い事案については、迅速に行動する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。インターネット上のいじめにも適切に対応する。

7 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため、年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する最新の情報や事例を取り入れ、研修内容の充実を図る。

8 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市町村教育委員会に報告するとともに、市町村教育委員会と連携して対処する。重大事態発生時の対応マニュアルを作成し、教職員間で共有する。

9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について学校評価の項目に加え、自校の取組を評価する。評価結果を公表し、保護者や地域住民に説明責任を果たすとともに、児童や教職員にも共有し、課題の認識を共有する。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」（児童、保護者、教職員を対象とする）等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。学校運営協議会にも報告し、意見を聴取する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、具体的な改善策を検討し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。見直しに当たっては、専門家や関係機関からの助言も積極的に活用する。